

平成 14 年 9 月 6 日

各 位

会 社 名 株式会社シーエスアイ
代 表 者 名 代表取締役社長 杉本恵昭
(コード番号4320 東証マザーズ)
問 合 せ 先 常務取締役管理部長 浜辺武志
(T E L 011 - 271 - 4371)

株式の分割に関するお知らせ

平成 14 年 9 月 6 日開催の当社取締役会において、株式の分割に関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 株式分割の目的

当社株式 1 株当たりの投資金額を引き下げ、株式の流動性を高めるとともに、投資家層の拡大を図ることを目的として実施するものであります。

2. 株式分割の概要

平成 14 年 11 月 20 日(水曜日)付をもって、次のとおり普通株式 1 株を 2 株に分割する。

(1)分割により増加する株式数

普通株式とし、平成 14 年 9 月 30 日(月曜日)最終の発行済株式総数に 1 を乗じた株式数とする。

(2)分割の方法

平成 14 年 9 月 30 日(月曜日)最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主ならびに端株原簿に記載または記録された端株主の所有株式数を、1 株につき 2 株の割合をもって分割する。ただし、分割の結果生ずる 1 株未満の端数株式のうち 1 株の 100 分の 1 の整数倍に相当する端株を端株原簿に記載または記録する。

3. 日程

基準日	平成 14 年 9 月 30 日(月曜日)
効力発生日	平成 14 年 11 月 20 日(水曜日)

4. 配当起算日 平成 14 年 10 月 1 日(火曜日)

5. 当社が発行する株式の総数の増加

今回の株式の分割に伴い、商法第 218 条第 2 項の規定により平成 14 年 11 月 20 日(水曜日) 付をもって当社定款第 5 条を変更し、当社が発行する株式の総数を 49,915 株増加して 99,830 株とする。

6. その他、この株式の分割に必要な事項は、今後の取締役会において決定する。

<ご参考>

1. 株式の分割により増加する株式数を明示していないのは、本取締役会決議日から分割基準日までの間にストックオプションの権利行使により発行済株式総数が増加する可能性があり、分割基準日現在の発行済株式総数の確定ができないためであります。

2. 株式の分割後の発行済株式総数は、平成 14 年 8 月 31 日(土曜日)現在の発行済株式総数を基準として計算すると、次のとおりになります。

(1)現在の発行済株式総数	12,481.8 株
(2)今回の増加株式数	12,481.8 株
(3)増加後の発行済株式総数	24,963.6 株

3. 今回の株式の分割に際しては、資本金の増加はありません。

平成 14 年 8 月 31 日(土曜日)現在の資本金 508,982,500 円

4. ストックオプションの権利行使により発行する新株の発行価額の調整

今回の株式の分割に伴い、新事業創出促進法第 11 条ノ 5 および旧商法第 280 条ノ 19 の規定による当社第 1 回および第 2 回ストックオプションの権利行使価額および目的たる株式の数を次のとおり調整いたします。

(1)第 1 回ストックオプション(平成 13 年 6 月 27 日開催臨時株主総会決議)

調整前発行価額	75,000 円
調整後発行価額	37,500 円
目的たる株式の数	分割の比率に従い 1 株につき 2 株の割合で変更する。
調整期日	平成 14 年 11 月 20 日(水曜日)

(2)第 2 回ストックオプション(平成 13 年 7 月 2 日開催臨時株主総会決議)

調整前発行価額	75,000 円
調整後発行価額	37,500 円
目的たる株式の数	分割の比率に従い 1 株につき 2 株の割合で変更する。
調整期日	平成 14 年 11 月 20 日(水曜日)

以上